

入札説明書

件名：納税通知書等作成業務委託

令和8年9月4日 群馬県報公告

群馬県総務部税務課

入札説明書

この入札説明書は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、群馬県財務規則（平成3年3月25日規則第18号。以下「規則」という。）のほか、本県が発注する調達契約に関し、条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和8年9月4日（金）

2 入札説明書に関する質問受付期間等

(1) 受付期間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月18日（金）まで

(2) 質問方法

質問書を記載の上、電子メールにより提出する。

電子メール送信後、提出した旨を必ず電話で連絡すること。なお、電話による連絡は、受付期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から正午及び午後1時から午後5時までに行うこと。

(3) 提出先

群馬県総務部税務課税務システム係

電話 027-226-2201（ダイヤルイン）

メール zeimu-sys@pref.gunma.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年10月2日（金）までに、群馬県ホームページ上に掲載する。

なお、回答は入札説明書及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。

3 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

納税通知書等作成業務（以下「委託業務」という。）

(2) 委託業務の内容

納税通知書等作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年12月31日まで

(4) 納入期限

仕様書のとおり

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 仕様書の交付場所・期間

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階

群馬県総務部税務課税務システム係

電話 027-226-2201（ダイヤルイン）

事前連絡の上、10月2日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の等級区分Aに登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年9月18日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月2日（金）までに資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札公告日から過去5年間に於いて、本委託業務と同種の業務で、おおむね同程度以上の契約実績を有すること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク及びISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者であること。

5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書等（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

ただし、消費税等に関する課税（免税）事業者届出書については、過去に群馬県会計局会計管理課が執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税（非課税）期間に契約予定日（入札執行日翌日から起算して5日以内の日）が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和8年9月4日（金）から令和8年10月2日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階
群馬県総務部税務課税務システム係
電話 027-226-2201（ダイヤルイン）
- ③ その他 申請書は、原則として、持参又は郵送により提出するものとし、電送による場合は、入札執行

までに本書を提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は書面にて令和8年10月8日（木）まで電子メールにより通知する。
- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面にて電子メールによりその旨通知する。
- (4) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。
 - ① 提出期間 令和8年10月8日（木）から令和8年10月14日（水）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
 - ② 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁9階
群馬県総務部税務課税務システム係
電話 027-226-2201（ダイヤルイン）
- (2) 説明を求められたときは、令和8年10月22日（木）までに説明を求めた者に対し書面にて電子メールにより回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和8年10月15日（木）午前10時から
- (2) 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁21階211会議室
- (3) その他 競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）の写しを持参すること。

8 入札方法等

- (1) 入札は、入札者又はその代理人の直接持参による入札とする。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札書記載金額について、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者が

いないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 免除

10 契約保証金 免除

11 開札

開札は、7に掲げる日時において、入札者を立ち会わせて行う。この場合に立ち会わない入札者があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。

12 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
- ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき
- ④ 入札に際し、不正の行為があったとき
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき
- ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

13 落札者の決定方法

- (1) 契群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

14 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

15 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。